

植物防疫所

# 植物防掲情報 No.30

<http://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



発行所

農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内

TEL 078-331-2806 FAX 078-332-2796

## 訪日外国人旅行者急増に対応した植物防疫所の取組 — クルーズ船、国際チャーター便の対応状況 —

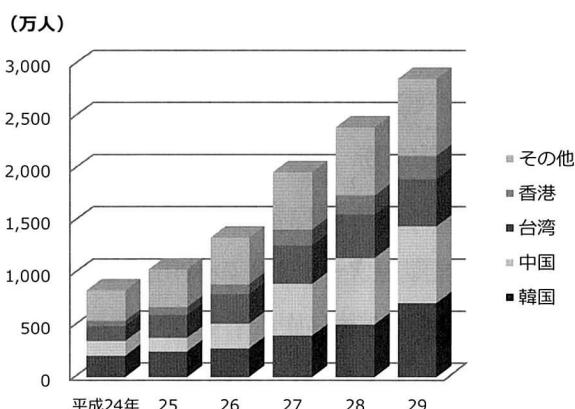
### 1. 背景・経緯

政府は、2020年に訪日外国人旅行者（以下「訪日旅行者」という。）を4千万人とする目標に向け各種の取組を進めています。これらの取組により全国各地で大型クルーズ船、国際チャーター便の就航が増加しています。平成29年、国際旅客船拠点形成港湾として、横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港及び平良港が、更に平成30年には鹿児島港が指定され、官民連携による国際クルーズ拠点の整備で、クルーズ船の大型化や寄港隻数の増加が見込まれます。また、国際チャーター便も新規就航が相次ぎ、平成29年度は前年度に比べ、運航数が全国で137%と大幅に増加（国土交通省「2017年度国際旅客チャーター便概況」）しており、訪日旅行者の更なる増加が見込まれます。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えて、訪日旅行者の急増に対し、出入国手続を円滑・快適に行いつつ、植物検疫の輸入検査を的確に実施できるよう、植物防疫所でも、機動的な応援態勢の構築など、受け入れ態勢の整備を図りながら対応します。

### 2. 輸入検査の概要

大型クルーズ船では、1隻あたり4～5千人の乗客が下船するため、長時間の検疫対応が必要となる場合があります。また、国際チャーター便では、植物防疫官が常駐しない地方空港での運航の増便や、スケジュールの頻繁な変更にも、柔軟に対応しています。



(万人)

	平成24年	25	26	27	28	29
韓国	204	246	276	400	509	714
中国	143	131	241	499	637	736
台湾	147	221	283	368	417	456
香港	48	75	93	152	184	223
その他	294	364	449	554	657	740
総数	836	1,036	1,341	1,974	2,404	2,869

国別訪日旅行者数の推移

出典「日本政府観光局（J N T O）」

訪日旅行者の輸入検査では、輸入禁止品に該当する果物などを誤って持ち込んでしまう事例もあることから、広報にも力を入れ、効果的かつ的確な輸入植物検疫を実施すべく、日々対応しています。

### 3. 各所の対応状況及び各地の整備計画

#### (1)横浜植物防疫所

横浜港では、大さん橋ふ頭を中心に国際クルーズ船に対応してきましたが、客船の増加や大型化に対応するため、新たに新港ふ頭及び大黒ふ頭(平成30年4月CIQ施設一部供用開始)を整備する予定があり、東京オリンピック・パラリンピックに向け訪日旅行者の更なる増加が見込まれています。

#### (2)名古屋植物防疫所

清水港、伏木富山港、敦賀港、金沢港、名古屋港及び四日市港でクルーズ船の寄港が急増しています。各港とも旅客ターミナルが整備されていないため、岸壁に設置した仮設テント内で輸入検査を実施しています。特に寄港が急増している清水港及び金沢港では、これに対応するため旅客ターミナルが建設される予定となっています。

#### (3)神戸植物防疫所

境港及び高知新港の旅客ターミナル建設、徳島空港で国際線ターミナルの供用開始など、中国・四国地方でも訪日旅行者の受け入れ体制強化が進んでいます。これらの動きにあわせ、神戸管内では、各地でクルーズ船の寄港、国際チャーター便の就航も増加しています。

#### (4)門司植物防疫所

国際旅客船拠点形成港湾の、佐世保港、八代港及び鹿児島港で旅客関連施設の整備が進められるほかに、博多港でも22万t級のクルーズ船の受入れが可能となるよう岸壁の延伸が進められ

ています。これらにより、複数隻のクルーズ船が同時に入港可能となることから、訪日旅行者の更なる増加が見込まれています。

#### (5)那覇植物防疫事務所

平成28年の全国におけるクルーズ船寄港回数の上位10港の中に沖縄県の那覇、平良及び石垣の各港がランクインし、年々増加しています。これに加えて、①客船の大型化や複数隻の同時寄港、②県内の他の港への新規寄港計画もあることから、円滑な対応ができるよう旅客ターミナルの新設や客船の大型化に対応できる専用岸壁などの整備が進められています。

### 4. おわりに

今後も、植物防疫所は、急増する大型クルーズ船、国際チャーター便に対して適切に対応するだけでなく、訪日旅行者に対して、機会をとらえて植物検疫に関する広報活動を実施してまいります。

また、平成30年10月1日以降、手荷物及び郵便物で植物を輸入する際には、輸出国の検査証明書がないと輸入できなくなります(検査証明書を必要としない植物を除く)ので、現在、各方面の関係者の皆様にご協力をお願いしています。



携帯品検査風景

# 輸出特集2 ベトナム向けナシ生果実の輸出について

前号では、日本産植物の輸出解禁に必要な検疫条件を解説しました。今回は最近解禁された「ベトナム向けナシ生果実」について紹介します。

日本産ナシ生果実は、平成19年以降ベトナム側の検疫条件の変更に伴い、輸出が禁止されていましたが、二国間で協議を重ねた結果、平成29年1月16日に輸出が可能となりました。

## 1. 検疫条件の概要

ベトナムへナシ生果実を輸出するための主な検疫条件は、①生産園地や選果こん包施設の登録、②栽培期間中の病害虫防除、③選果こん包施設における選果の徹底となっています。特に②では、3種のシンクイガを対象とした防除（フェロモン剤による交信かく乱又は果実の袋かけ）が必要で、栽培期間中に植物防疫官が病害虫の発生状況について検査を行います。これらの条件を満たした上で輸出検査に合格したものが、輸出されます。



栽培地での検査の様子

## 2. 検疫の対象となる病害虫

シンクイガとは、その名のとおり蛾（ガ）の仲間で、幼虫が果実に食入し、商品価値をなくすことから、重要な果樹害虫として知られています。検疫の対象となる3種のシンクイガ（モモシンクイ

ガ、リンゴコシンクイ、ナシヒメシンクイ）は、ベトナムには発生していません。このため、輸出検査を行う際にはナシ生果実に、ベトナムが侵入を警戒するこれらシンクイガを含む病害虫（カイガラムシ、黒斑病など計13種）が付着していないか、細心の注意を払っています。



果実に食入したモモシンクイガの幼虫

## 3. 輸出産地の取組

平成29年3月2日、輸出解禁後はじめて茨城県産「豊水」がベトナムへ輸出されました。

初年（平成29年）の輸出検査実績は約130tで、茨城県のほか、福島県、徳島県、大分県など計7県から、「幸水」、「豊水」など様々な品種が輸出されました。平成30年には鳥取県及び福岡県の生産園地が新たに加わるなど、生産園地の登録数は前年度と比べて1.5倍に増加しています。

## 4. おわりに

輸出関係者によると、ベトナムでは「日本産」への信頼が高いことや、他国産に比べて糖度が高く、食味・食感もよいことから、贈答用を中心に好評とのことです。

今後更なる日本産ナシ生果実の輸出拡大が期待されています。

# 民間施設でブドウ苗木の隔離栽培ができるようになりました — その手順と留意点 —

近年のワインブーム、さらには日本ワインの振興により、醸造用ブドウ苗木の需要が増加し、その調達先を海外に求めることが多くなっています。一方で、ブドウ苗木を含む栽培用の果樹類の苗・穂木、いも類など日本にとって特に重要な種苗類については、輸入に際し、ほかの植物類から隔離された施設（ガラス温室）などで一定期間栽培し、その間に輸入時の検査だけでは発見が困難な病害（ウイルス病など）の検査を行う必要があります。これを隔離検疫といいます。

ブドウ苗木の隔離検疫は、日本ワインの生産振興を背景に、輸入希望数量が国のは場で受入れられる数量を上回る状態が続き、生産者の要望に十分に応えることができませんでした。このため、平成30年1月から一定の基準を満たす民間の施設（以下「指定施設」という。）でも隔離栽培を行えることとなりました。指定施設で隔離栽培を行う際の留意点について紹介します。

## 【指定施設の条件】

指定施設は、植物ウイルスを媒介する昆虫などの侵入・散逸を防ぐため、以下の構造で適切な管理が行われることが必要となります。



国の隔離栽培施設

- (1)鉄骨作りなどで適度な強度を保持し、出入口には前室を置いて外部に開口しない状態が維持でき、かつ施錠できる施設であること。
- (2)外部への開口部は網目の孔の大きさが0.3mm以下の網で覆われ、施設の底面は外部への水漏れが防止できる構造であり、さらに高圧殺菌器などの消毒機器を備えること。
- (3)指定施設に管理責任者を置き、病害虫のまん延防止のための管理が行われること。

## 【指定施設での隔離栽培の流れ】

以下の手続きや検査・確認が必要です。

- (1)ブドウ苗木の輸入を希望される方は、「果樹類隔離栽培計画書」を作成し、審査に必要な書類を添えて、地域を管轄する植物防疫所に提出します。
- (2)植物防疫官は、申請内容と現地の確認を行って、(1)の計画書を承認して指定施設として認定します。
- (3)輸入されたブドウ苗木は輸入（空）港で輸入検査を受けて問題がなければ、(2)の指定施設へ運び込み、管理責任者による管理の下で隔離栽培を実施します。
- (4)隔離栽培期間中、植物防疫官は指定施設を訪問して、隔離栽培植物の検査と検定用試料の採取を行い、また、病害虫のまん延防止措置の実施状況を確認します。



隔離栽培中のブドウ苗木

(5)検査の結果、検疫対象病害虫の感染などが無いことが確認された場合には検査合格となり、輸入が認められます。

なお、詳しい指定施設の条件などは、植物防疫所ホームページでも案内しています。  
<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/isubyoubudou.html>

現在、产学研連携によるものなど、民間において隔離栽培施設の指定を受けるための複数の取組が進められています。新たな病害虫の侵入を防ぐため、引き続き関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 郵便物で植物を輸入するためのルール

## 1. 国際郵便物で植物を輸入する前に

海外から国際郵便物で植物を輸入する場合も植物検疫が必要です。

植物の輸入を計画した際には、その植物が輸入を禁止されていないか、輸出国での特別な検査が必要とされていないかなどを、植物防疫所ホームページでご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

平成30年10月1日以降、郵便物で植物を輸入する際には、輸出国で植物検査を受け、植物検疫機関の発行する検査証明書(Phytosanitary certificate)がないと輸入できなくなります(検査証明書を必要としない植物を除く)。また、輸出国で特別な検査を必要としている場合は、その検査を行ったことが検査証明書に記載されていなければなりません。

また、植物は小包郵便物か小型包装物扱いで送ってください。郵便物の見やすいところに「植物検疫該当(For Plant Quarantine)」など植物が入っていることがわかるよう表示をしてください。



表示例

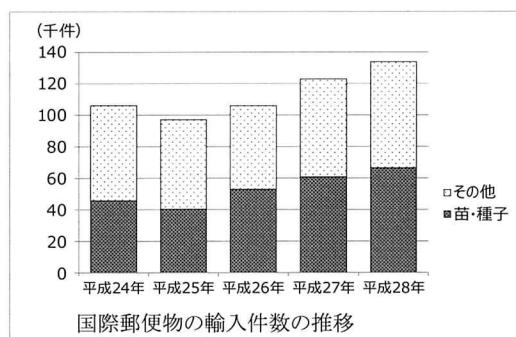
## 2. 輸入検査の流れ

通関手続が行われる郵便局に到着した国際郵便物に植物が入っていることが確認された場合は、郵便局員立会いのもとに植物防疫官が検査を行います。

検査は、検査証明書が添付されていること、輸入された植物と検査証明書が合致していることを確認した後、植物の種類に応じた方法で、病害虫の付着の有無について検査を行います。

近年は、多種類の草花・野菜種子や苗類が多

く輸入されています。これらの植物は直接農地などに植えられるため、病害虫の侵入の危険性が高いことから、精密な検査を行っています。特に肉眼では発見できないセンチュウや病菌などを対象として、顕微鏡を用いた検査やブロッター法という病菌を発見する検査、遺伝子診断技術を用いた精密検定などを実施しており、検査に数日を要する場合もあります。



## 3. 国際郵便物で植物を受け取った方へ

国際郵便物で植物を輸入する場合は、植物防疫所での検査が必要ですが、ごく稀に植物防疫所の検査を受けずに配達されてしまう場合があります。

植物の検査に合格した国際郵便物は、下記の合格証印が押印されていますので、受け取った時には必ずこの合格証印の有無を確認してください。押印がなかったり、開封された形跡が無いなど、検査を受けたことが確認できない場合は、速やかに最寄りの植物防疫所にご連絡いただき、輸入検査を受けていただくようお願いします。

郵便物で植物を輸入する際の注意点を植物防疫所ホームページにも掲載していますので、参考にしてください。

<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/yubin/yubin.html>

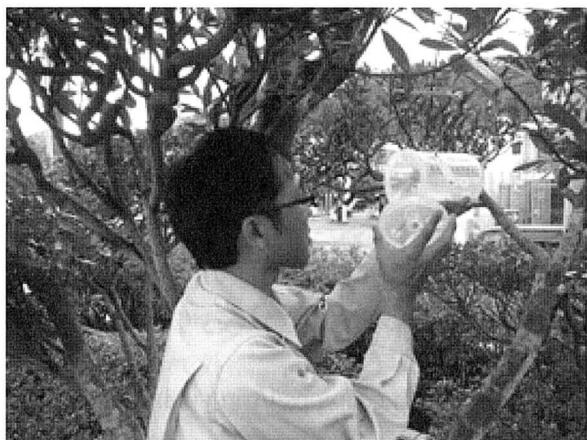


合格証印

# 鹿児島県奄美群島で誘殺された ミカンコミバエ種群の対応状況

平成30年6月5日から14日にかけて、鹿児島県南部に位置する奄美群島の徳之島（天城町、伊仙町、徳之島町）、沖永良部島（和泊町）、奄美大島・加計呂麻島（瀬戸内町）の4島5町6地点において、鹿児島県が設置している侵入警戒調査用トラップにミカンコミバエ種群（以下「ミカンコミバエ」という。）の雄がそれぞれ1頭誘殺されました。

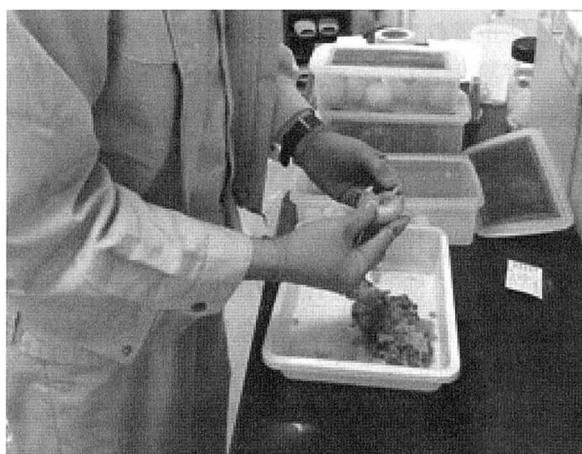
このため、植物防疫所では誘殺が確認された翌日には各町で鹿児島県、町、農業団体などの担当者と現地対策会議を開催し、今後の対策を協議しました。また、会議当日には誘殺地点から半径5km以内を調査対象地域として誘引剤を使った調査用トラップを増設しました。さらに、ミカンコミバエの寄主植物の果実を採取し、雌が産卵していないか調査するとともに、この虫の誘殺を目的としたテックス板（誘引と殺虫効果のある防除資材）を設置するなどして防除を行っています。



トラップ調査

門司植物防疫所名瀬支所の職員は、現地対策会議や住民説明会への対応、増設トラップの設置場所及び個数などの検討、調査及び防除資材

などの準備、各島への輸送、寄主果実調査の採果及び切開調査などについて、県の現地窓口となる鹿児島県大島支庁農政普及課と協力をしながら行っています。



寄主果実の切開調査

奄美大島では、平成27年にミカンコミバエが数百頭規模で誘殺されたため、植物防疫法による緊急防除が行われ、翌28年7月に根絶が確認されました。この間、島の特産物であるポンカン、タンカンなどの果実を緊急防除が実施されている区域からほかの地域へ持ち出すことが規制されていました。そのため、現地ではこの虫の対応状況に関心が高く、調査に協力いただいている。

8月7日現在、同地域における新たな誘殺などは確認されていませんが、調査はミカンコミバエの3世代相当（1世代：産卵されてから羽化して産卵可能となるまで成熟する期間）が終了する9月中旬以降まで継続して行われることになっていきます。

なお、同地域の誘殺状況は以下の植物防疫所ホームページで確認できます。

[http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/dsinnyyu/attach/pdf/BD\\_Kagoshima.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/dsinnyyu/attach/pdf/BD_Kagoshima.pdf)

## 横浜植物防疫所

### 第70回東京みなと祭において植物検疫制度周知活動を実施

平成30年5月26日（土）及び27日（日）に、東京港の開港記念日（5月20日）を祝した東京みなと祭が晴海ふ頭において開催されました。

東京支所では、第60回から毎年参加し、植物検疫の制度周知を行っています。客船ターミナルに設けられた「見て！ふれて！東京港」のコーナーに、植物検疫関連のパネルやポスターなどを掲示し、果実や野菜などの輸入禁止品の模型、職員が製作した段ボール製の昆虫模型、検疫有害動物の標本や国内で移動規制対象のアリモドキゾウムシなどの大型模型を展示しました。

来場者の方々へは、制度周知用リーフレットを配布し、「海外から日本に持ち込めない植物があること」、「特定の病害虫が発生している沖縄・奄美・小笠原などから移動できない植物があること」などを説明しました。また、体験学習として、ミ

ニ実体顕微鏡による昆虫観察コーナーを設け、アブラムシなど国内で採取した生きた昆虫を観察していただきました。観察コーナーには昆虫に興味のある多くの子供たちが集まり、顕微鏡で拡大された昆虫の姿に驚きの声を上げたり、昆虫を見比べながら、「この虫は見たことがあるよ。」と興奮した様子でご家族に話しかけたりと大変な賑わいをみせました。



## 名古屋植物防疫所

### 長野県川上村における台湾向けレタス集荷地検査の現状

長野県南佐久郡川上村は、標高1,000mを超える高冷地に位置しており、冷涼な気候を利用して、戦後、夏場の葉物野菜の栽培に着手し、現在は日本有数の高原野菜の生産地となっています。

平成18年、川上村は新たな市場開拓を目指し、台湾向けにレタスの輸出を開始しました。開始当初は輸出する港で植物防疫所の輸出検査が行われていましたが、輸出関係者からの要望に応え、翌19年から川上村の集荷地に植物防疫所の検査官が出向いて輸出検査を行っています。これにより、不合格の際の代替品の確保や鮮度保持が可能となり、毎年継続した輸出が行われ、今年で12年目を迎え、輸出数量も1.5倍に増加しました。

この集荷地における検査は毎年6～8月にかけて、年8回程度行われており、特に台湾が侵入を警戒しているミカンキイロアザミウマ、レタスヒゲナガアブラムシ、ナミクセンチュウなどに注意して検査を行っています。

なお、ナミクセンチュウはレタスの葉や茎の中に寄生するため、サンプルを採取して精密な検査を実施しています。

このように植物防疫所では、輸出関係者の方々の利便性を考慮し、要望に応じて、生産地域などに出向いて輸出検査を行っていますが、あらかじめ日程などを調整する必要があるため、お早めにご相談いただきますよう、ご協力をお願いします。



## 那覇植物防疫事務所

### 平成30年度検疫3機関（植物・動物・人の検疫）による合同説明会を実施

平成30年6月25日、那覇空港国際線ターミナルビルの会議室で、那覇植物防疫事務所、動物検疫所沖縄支所及び那覇検疫所の3機関主催の「合同説明会」を開催し、旅客手荷物などのハンドリング業務を行う航空会社及び海外旅行などの各種商品の企画・販売に携わる旅行業の各関係団体15社から現場担当者19名の参加がありました。

本説明会の趣旨は、旅行業界の方たちに海外の伝染病に対する予防接種や肉製品・生果実などの動植物類を土産品として持ち出す。または、持ち帰る際の規制について、共通の理解と認識を深めることを目的に、平成23年度から3検疫機関の恒例行事として毎年1回実施しています。

今回、当所からは、「植物検疫について」と題して、①植物防疫所の業務、②病害虫の侵入リスク、③植物類を輸入する際の注意点、④輸出入検疫に

関する植物防疫所ホームページの活用方法、⑤農産物の輸出手続き方法、⑥植物類輸入時に起こりうるトラブルと対処法などについて、スライドを用いて説明を行い、特にツアーコンダクターや旅行者が誤解しやすい具体的な事例を紹介し、解説しました。

参加者からは、検疫への理解が一層深まったとの声が多く寄せられました。



## 最新情報 >>>

植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

平成30年7月18日現在

### 法令改正関係情報

- 「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました(平成30年6月8日)

改正内容は、北海道においてシストセンチュウの発生が新たに確認されたことに伴うシストセンチュウ発生地域を定めた表の一部更新です

### 植物検疫関係情報

- 【情報誌】「植物防疫所病害虫情報No.115」を掲載しました(平成30年7月15日)
- 【輸出】「各国の輸入規則等詳細情報」におけるメキシコの情報を更新しました(平成30年7月2日)
- 【輸出】「輸出入条件詳細情報」における輸出条件早見表(貨物、携帯品及び郵便物)を更新しました(平成30年6月26日)
- 【輸出】カナダ向け日本産りんご生果実の新たな植物検疫条件での輸出解禁について～産地が取り組みやすい条件での輸出が可能となります～(平成30年6月8日)
- 【輸出】中国向け精米指定施設一覧を更新しました(平成30年5月17日)
- 【輸出】ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成30年産なし)を掲載しました(平成30年5月14日)